

砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和8年8月31日

教育委員会告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に示す「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、砥部町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が地域クラブ活動の認定を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブ活動の認定を受けるにあたり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(認定申請)

第3条 地域クラブ活動の認定を受けようとする運営団体又は実施主体(以下「申請者」という。)は、砥部町認定地域クラブ活動申請書兼誓約書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 砥部町認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)
- (2) 地域クラブ参加者一覧表(様式第3号)
- (3) 指導者一覧表(様式第4号)
- (4) 誓約書(様式第5号)
- (5) 指導者要件を満たしていることが確認できる書類(認定証等)の写し
- (6) 保険加入証明書の写し(新規にクラブを設立する場合を除く。)
- (7) 団体の規約又は会則等(様式第6号又は任意様式)

(8) 地域クラブの活動報告書（様式第 7 号。新規にクラブを設立する場合を除く。）

(9) 地域クラブの活動計画書（様式第 8 号）

(10) 地域クラブ活動に係る収支計画書（様式第 9 号又は任意様式）

(11) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定手続）

第 4 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行うことにより申請内容を審査し、第 2 条の認定要件を満たすときは認定を、満たさないときは不認定をするものとする。

2 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体又は実施主体となり、第 2 条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第 1 項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「砥部町認定地域クラブ活動」と、前項の規定により認定を受けたとみなされた地域クラブ活動は「砥部町サークル活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による認定をしたときは、砥部町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第 1 項の規定による不認定をしたときは、砥部町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第 11 号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第 6 条 砥部町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第 7 条 砥部町認定地域クラブ活動の代表者（以下「代表者」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに砥部町認定地域クラブ活動変更届出書（様式第 12 号。以下「変更届出書」という。）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、認定の有効期間中にあっては、代表者は、毎年 4 月に変更届出書に第 3 条各号中の必要書類を添え、教育委員会に提出するものとする。

（休止の届出）

第8条 代表者は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに砥部町認定地域クラブ活動休止届出書（様式第13号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの届出）

第9条 代表者は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに砥部町認定地域クラブ活動認定取消届出書（様式第14号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、砥部町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき
- (2) 指導助言等によっても、その改善ができないとき
- (3) 代表者から前条の規定による認定取消しの届け出があったとき

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、砥部町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第15号）により、代表者に通知するものとする。

（砥部町認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、砥部町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（砥部町認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 教育委員会は、砥部町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒、保護者等に対する情報提供
- (2) 砥部町認定地域クラブ活動の運営等への公的支援
- (3) 砥部町認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

砥部町教育委員会 御中

団体名

代表者氏名

（署名又は記名押印）

砥部町認定地域クラブ活動申請書兼誓約書

砥部町認定地域クラブ活動に申請するにあたり、次の事項を誓約の上、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。

【誓約事項】

- 1 砥部町認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち、認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

砥部町認定地域クラブ活動認定要件確認書

(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承又は発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- ☐ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

- ☐ 砥部町内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものでないこと。

- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。^{※3}

※1 中学生を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 児童生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど、生徒の多様なニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが望ましい。

※3 部活動の地域展開は、特別な配慮を要する生徒や運動の苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分踏まえて対応すること。

(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。^{※1}

- ☐ 年間の活動計画は（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲に収まり、かつ週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動時間を週3日以内に抑え休日に2日連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

(3) 活動の維持又は運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。^{※1}

※1 生徒一人当たりの参加費は、活動1時間当たり250円程度に抑えられていること。ただし、実施体制や競技等の特性により、合理的根拠をもって当該単価を超える設定とすることを、一律に要件対象外とするものではない。

(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

- ☐ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有し、又は次のいずれかの要件を満たす指導者の指導の下、活動が行われていること。

- ア 教員免許を所持しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
- イ 学校教育法第1条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の指導実績がある者
- ウ 町内各競技団体・各文化芸術団体、町内学校長のいずれかの推薦がある者
- エ 専門学校、大学又は大学院に在籍し、かつ、当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、当該学校の関係者から指導者として適格であると推薦された者
- オ 町が定める研修を受講した者（受講誓約者を含む。）
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が携わること。^{※1}
- ※1 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、町職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導等を実施するため、指導内容を遵守し、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- ☐ 町、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確にしていること。
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険^{※1}に加入していること。
- ※1 推奨：スポーツ安全保険（公益財団法人 スポーツ安全協会）

(6) 適切な運営体制が確保されていること。

- ☐ 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。^{※1}
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事^{※2}）の選任・解任に関すること。
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・予算及び決算の審議、承認に関すること。
- ☐ 公正且つ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- ☐ 大会、コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 日本スポーツ協会の総合型地域クラブ登録制度の登録クラブの場合は、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いを兼ねることはできない。運営団体、実施主体の実情等により役員を確保することが困難と認められ、例外的な取扱いとする場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

(7) 学校等との連携が適切に行われていること。

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。^{※2}
- ☐ 町が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、町や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等との必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記要件を確認しました。

教育委員会から本確認書の内容を審査するため、ヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等を求められた際は、速やかに対応します。

年 月 日

砥部町教育委員会 御中

団 体 名

代表者氏名

※ 各項目の内容を確認し、要件を満たす場合は□にチェックを入れてください。

地域クラブ参加者一覧表

（ 年 月 日時点）

区分	中学生				その他				合計
	1年生	2年生	3年生	小計	小学生	高校生	一般	小計	
男子									
女子									
合計									

No.	氏名	ふりがな	性別	学年	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- ※ 砥部町に居住する中学生（義務教育学校後期課程含む。）のみ記載してください。
- ※ 砥部中学校の生徒以外が加入している場合は、備考欄に学校名を記載してください。
- ※ 20人を超える場合は、新たな用紙に連番で記載してください。
- ※ 申請後に新たに加入又は脱退があった場合は、速やかに変更の届け出を行ってください。
- ※ 新規にクラブを設立する場合は、参加予定者を記載してください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

指導者一覧表

(年 月 日時点)

No.	氏名	連絡先	性別	年齢	競技等の活動歴	競技等の指導歴	保有資格	指導者要件	誓約書
例	砥部 太郎	000-0000-0000	男	42	中学・高校部活動●年	××クラブ●年	〇〇公認〇〇コーチ	—	☒
1									☐
2									☐
3									☐
4									☐
5									☐

- ※ 時点日現在の年齢を記載してください。
- ※ 指導者が 5 人を超える場合は、新たな用紙に連番で記載してください。
- ※ 指導者ごとに誓約書（様式第 5 号）及び指導者要件を満たしていることが分かる書類の写しを添付してください。
- ※ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有し、又は次のいずれかの町が基準とする要件を満たしている指導者の指導の下、活動が行われていること。
- ア 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - イ 学校教育法第 1 条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の指導実績がある者
 - ウ 町内各競技団体・各文化芸術団体、町内学校長のいずれかの推薦がある者
 - エ 専門学校、大学又は大学院に在籍し、かつ、当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、当該学校の関係者から指導者として適格であると推薦された者
 - オ 町が定める研修を受講した者（受講誓約者を含む。）
- ※ 申請後に新たに加入又は脱退があった場合は、速やかに変更の届け出を行ってください。

誓 約 書

私は、

- 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されないことであることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。
- 砥部町の指示により、認定後速やかに町が定める研修を受講します。（要件確認書第4号の指導者要件が「オ」のみであり、未受講の者）

また、次のいずれにも該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

※ 主たる内容が定められていれば、任意様式でも差し支えありません。

〇〇〇〇運営規約

（名称）

第 1 条 本会は、〇〇〇〇と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、技術向上のみに偏ることなく、〇〇（競技・種目など）に親しむことを通じて、自主性、協調性、責任感、連帯感など、豊かに生きる資質及び能力を培うことを目的とする。

（活動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 〇〇を中心とした活動
- (2) 他団体との交流活動
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な活動

（会員）

第 4 条 本会の会員は、原則として砦部町内に在住する中学生又は本会の目的に賛同する者とする。ただし、地域特性等を考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の加入も認める。

（加入）

第 5 条 本会への加入は、本会所定の用紙又は申請フォームにてこれを行う。加入登録期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度の末日までとし、毎年度これを更新する。

（会員資格の喪失）

第 6 条 本会の会員資格は、退会、除名又は死亡によって喪失する。

（退会・除名）

第 7 条 本会の会員は、任意で退会することができる。また、次の各号に該当する場合は、総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の会員が第 4 条の要件を満たさないとき。
- (2) 本会の目的や規約に違反したとき、又は名誉を著しく棄損したとき。

（保険）

第 8 条 本会の中学生と指導者は、公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

(役員)

第 9 条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長 ○名

(2) 副会長 ○名

(3) 会計 ○名

(4) 監事 ○名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 会長は、本会を代表し、会を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

5 会計は、本会の会計を担当する。

6 監事は、会計を監査する。

7 任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

8 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その期間は前任者の残任期間とする。

(総会)

第 10 条 本会は、年 1 回の総会を開催する。

2 総会において、年間の活動内容（事業、予算、決算等）を協議し、承認するものとする。

(会計)

第 11 条 会計は、会員の収める会費、その他の収入、繰越金によって費用を負担する。

2 会費は、月額〇〇円とし、会計に収める。個人に係る遠征費等の経費は、別に徴収する。

3 費用は、指導者謝金、会場費、消耗品費、備品購入費、保険代、その他の活動費に充てる。

4 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 12 条 その他必要な事項は、役員会の承認を得て適時決定できるものとする。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日より適用する。

年 月 日

年度 活動報告書

1. 年間活動報告（主な活動、大会・コンクール等）

月	内容	月	内容
4 月		10 月	
5 月		11 月	
6 月		12 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	

2. 週間活動報告

曜日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

- ※ 認定日に属する年度の前年度の活動を報告してください。
- ※ 新たにクラブを設立する場合は、この書類の提出は不要です。

年 月 日

年度 活動計画書

1. クラブ概要

ク ラ ブ 名						
設 立 年 月 日						
主 な 活 動						
活 動 拠 点	施設名：					
	住 所：					
所 属 会 員 数		中学1年生	中学2年生	中学3年生	その他	合計
	男子					
	女子					
募 集 対 象 者						
募集対象区域						
団 体 責 任 者				職 業		
責任者連絡先	住 所：					
	電 話：					
	メールアドレス：					
入 会 金	□あり （ 円） □なし					
会 費	年会費 （ 円） 月会費 （ 円）					
そ の 他 の 費 用	※用途及び概ねの額					
町 HP での掲載	□希望する □希望しない					

2. 年間活動計画（主な活動、大会・コンクール等）

月	内容	月	内容
4 月		10 月	
5 月		11 月	
6 月		12 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	

3. 週間活動計画

曜日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

様式第 9 号（第 3 条関係）

※ 収支の内容が分かるものであれば、任意様式でも差し支えありません。

年度 収支計画書

団体名 _____

■収入の部

（単位：円）

項目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
合計				

■支出の部

（単位：円）

項目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
合計				

様式第 10 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

砥部町教育委員会

砥部町認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付で申請のあった砥部町認定地域クラブ活動の認定について、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により下記の通り認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 留意事項

様式第 11 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

砥部町教育委員会

砥部町認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付で申請のあった砥部町認定地域クラブ活動の認定について、下記の理由により認定しないこととしましたので、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により下記の通り通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 不認定の理由

様式第 12 条（第 7 条関係）

年 月 日

砥部町教育委員会 御中

団体名

代表者氏名

砥部町認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付で砥部町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 7 条の規定により下記の通り届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 変更年月日

3. 変更事項

項目	変更後	変更前

4. 変更理由

様式第 13 条（第 8 条関係）

年 月 日

砥部町教育委員会 御中

団体名

代表者氏名

砥部町認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日付で砥部町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 8 条の規定により下記の通り届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 活動休止期間（予定）

3. 休止理由

様式第 14 条（第 9 条関係）

年 月 日

砥部町教育委員会 御中

団体名

代表者氏名

砥部町認定地域クラブ活動認定取消届出書

年 月 日付で砥部町認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 9 条の規定により下記の通り認定取消しを届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの届け出理由

様式第 15 号（第 10 条関係）

年 月 日

様

砥部町教育委員会

砥部町認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付で砥部町認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記の理由により認定を取り消すこととしましたので、砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 10 条の規定により下記の通り通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの理由